

周南市青少年育成センターの業務

【目的】

青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに青少年の健全な育成を図る。

【事業内容】

- (1) 街頭補導に関すること。
 - 街頭補導の実施（合同補導、特別補導、地区補導及び緊急補導）

- (2) 環境浄化活動に関すること。
 - 白ポストの設置、回収等
 - 違法チラシ等の撤去等
 - たまり場、遊技場などの環境点検・啓発
 - 有害図書・ビデオ等の撤去活動等

- (3) 青少年についての相談に関すること。

- (4) 青少年育成連絡会等の会議に関すること。
 - 青少年指導員連絡会の開催（年2回）
 - 運営委員会の開催（年2回）

- (5) 青少年補導に関する広報活動及び資料の収集に関すること。
 - 健全育成に係る資料の収集及び有害な資料・情報の収集

- (6) 事故防止及び問題行動対策等に関すること。
 - 青少年の事故防止のための環境点検作業及び啓発等

- (7) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
 - 各警察、児童相談所、保護司会及び各地区校外組織等
 - 庁内関係各課との連携

- (8) その他青少年の非行防止に必要な業務